

富山県富山市

1. 事業内容

担当課等	工業政策課 TEL : 076-443-2166 FAX : 076-443-2183
助成事業名	・富山市ベンチャー企業等新品市場創出促進助成金

2. 助成事業の内容

助成対象者	・市に本社を置き、又は、市内の工場で当該新品を製造する中小企業及び事業組合
助成内容	<p>・【助成要件】</p> <p>1. ベンチャー企業等の新技術に基づく商品であること。(次のいずれかに該当する商品)</p> <p>(1)廃止(2005年4月)前の「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(中小創造法)」に基づく研究開発等事業計画の認定を受けて開発した商品</p> <p>(2)特定産業の集積の活性化に関する臨時措置法(集積活性化法)に基づく高度化等計画又は高度化等円滑化計画の承認を受けて開発した商品、及び進出計画又は進出円滑化計画の承認を受けて開発した商品。</p> <p>(3)「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業新事業活動促進法) ※2005年4月改正 旧法律名「中小企業経営革新支援法」」に基づく経営革新計画の承認を受けて開発した商品。</p> <p>(4)特許等自己開発の工業知的所有権に基づき開発した商品、産学官共同研究により開発した商品などで助成金の交付が必要であると市長が特に認める商品</p> <p>(5)富山市内の創業者支援施設(富山市ハイテク・ミニ企業団地、とやまインキュベータ・オフィス、富山市新産業支援センター、富山ビジネスインキュベート施設)に入居している企業の開発した商品及びその卒業者が開発した商品。</p> <p>2. 新品であること。 その開発から概ね4年を経過しておらず、且つ十分な商品性を有していると認められる商品であること。(特許出願日、経営革新計画の承認日などから起算して4年を超えていないこと。)</p> <p>3. 新品の説明のために、その見本市に従業員を派遣していること。</p> <p>【助成経費】</p> <p>・小間料等の主催者に支払う見本市参加負担金等や、出品展示に伴う電源設備及び後壁や間仕切等の装飾、展示品の送料が助成の対象経費となります。従業員の派遣に伴う交通・宿泊費、人件費は対象となりません。</p> <p>※特許等自己開発の工業知的所有権に基づき開発した商品に係わる助成金であり、工業知的所有権の取得のための経費に対する助成は認めていない。</p>
助成期間	・助成期間：最長2年間(同じ分野の商品(すでに補助対象となった出品時の商品と同じ分野の商品)の出品展示に対しては2年間が助成の限度となります。)
助成金額、補助率	<p>・助成率：対象経費の50%以内</p> <p>・出品1回当たり限度額：30万円(年2回を限度)</p>

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・2011年1月7日まで 毎年7月頃募集開始 2011年度は未定
審査(選考)方法	・富山市ベンチャー企業等新品市場創出促進助成金審査委員会の答申を受けて決定し、決定通知書を送付。
申請に係わる必要書類等	<p>・交付申請書、事業計画書、申請事業概要、対象経費内訳、実績報告書、事業実績書に</p> <p>(1)商品パンフレット等当該商品を説明する書類</p> <p>(2)新技術に基づく商品であることを説明する書類又は新技術であることを説明する書類</p> <p>(3)新技術の内容および、新品と新技術の関連を説明する書類</p> <p>(4)見本市パンフレット等見本市の概要を説明する書類</p> <p>(5)見本市の小間・商品等出展状況の写真 を添付</p>
支払い方法等	・口座振替

4. 実績・資料等

採択件数、金額	・ 6 件、1,070 千円
応募件数	・ 6 件
事業予算規模	・ 1,350 千円
パンフ等の有無	・ 無

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	・ 出展商品の効用・技術の新規性を審査するため、商品サンプル等の提示や審査会などにおいて商品の説明を求める場合あり。
----------	--

6. 平成 23 年度の計画・予定等

計画・予定等	・ 予算措置による
--------	-----------